

通知送付先登録届（新規・変更・取消）

(宛先) 御殿場市長

下記のとおり、介護保険その他に関する通知等の送付先について届け出ます。

通知等の送付先の登録を希望する所管課の関係職員で情報を共有することに同意します。

また、送付先登録に伴う一切の責任については届出人が負います。

届出人(新送付先)	届出日	令和 年 月 日	本人との関係	
	フリガナ			
	署名			
	住所 電話	〒 ー 電話 ()		
本人(旧送付先)	フリガナ		生 年 月 日	大 昭 平 年 月 日
	氏名			
	住所 電話	〒 ー 電話 ()		

郵便物等の送付先の登録を希望する項目にチェック☑をつけてください。

介護保険関係	高齢者在宅福祉サービス	障害福祉関係	水道料金関係	保健センター関係	届出人の本人確認 ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・その他 ()
☐ 資格関係	☐ 高齢者在宅福祉サービスに関する市からの全ての通知	☐ 身体	☐ 水道料金の納入に関する通知(下水道・農業集落排水・富士見原汚水処理施設の使用料を含む)	☐ 保健センターからの全ての通知	
☐ 認定関係		☐ 知的			
☐ 給付関係		☐ 精神			
☐ 賦課関係		☐ その他			
☐ 収納関係					
長寿福祉課		社会福祉課	上水道課	健康推進課	

＜注意事項＞

- (1) 届出をしても、年齢未到達等の理由により届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。該当した時点で自動的に送付先変更を行うものではありませんので、ご注意ください。
- (2) 上記に記載のない郵便物や各種申告については、それぞれ担当課でその都度手続きをする必要があります。
- (3) 届出人等の転居で送付先が変更になった場合などは、その旨の届出(変更)をお願いします。
- (4) 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。
その場合、変更になる前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。
- (5) 書式や添付書類等は、今後変更になる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。